

## 第6章 バリアフリー化のために実施すべき事業

### 1. 特定事業の概要

バリアフリー法においては、重点整備地区におけるバリアフリー化のための具体事業である「特定事業」として、以下の事業が位置づけられています。

また、事業ごとに整備基準（移動等円滑化基準及びガイドライン等）が定められており、実施においては当該基準に沿った整備を行うこととなります。

#### ①公共交通特定事業

- 特定旅客施設※におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーターなど）の整備、これに伴う構造の変更
  - 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
- ※1日の乗降客数が3,000人以上の鉄道駅等

#### ②道路特定事業

- 道路におけるバリアフリー化のための施設及び工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

#### ③交通安全特定事業

- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）

#### ④路外駐車場特定事業

- 特定路外駐車場※におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備
- ※道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの

## ⑤都市公園特定事業

- 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設※の整備

※出入口、駐車場、園路、広場、屋根付広場、休憩場、野外劇場、野外音楽堂、  
便所、水飲場、管理事務所、掲示板、標識など

## ⑥建築物特定事業

- 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物※1における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

- 特別特定建築物※2におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設※3の整備（新築の場合は延床面積が2,000㎡以上のものが対象）

※1：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、  
共同住宅、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物

※2：不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物  
物であって、移動等円滑化が特に必要なもの

※3：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他  
の建築物又はその敷地に設けられる施設

## 2. 施設別バリアフリー化の内容

各施設におけるバリアフリー化の内容については、各施設の整備基準を踏まえ、次のとおり設定します。

### 施設別バリアフリー化の内容

施設	整備内容
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 駅施設の利用について、わかりやすい情報提供に努める。</li> <li>◆ 昇降設備やトイレなど旅客サービス施設の利便性向上に努める。</li> <li>◆ 列車への乗降について、より一層の安全対策に努める。</li> <li>◆ 待合いのための休憩スペースの充実に努める。</li> </ul>
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 歩道と車道の段差や勾配をできるかぎり小さくし、車いす等が快適に通行できる構造とする。</li> <li>◆ 歩道と車道の段差を小さくしても、視覚障がい者等が歩道と車道の境界がわかるような構造とする。</li> <li>◆ 夜でも安全に移動できる明るさを確保する。</li> <li>◆ 点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）は黄色を原則とし、舗装材の色とのコントラストに配慮する。</li> <li>◆ 点字ブロックは施設間の連続性（公共側（歩道など）のブロックと民間施設側のブロックがつながっていること）に配慮する。</li> <li>◆ 点字ブロックを設置する際には、設置位置や範囲について、車いす利用者と視覚障がい者双方に配慮する。</li> <li>◆ 電柱や植栽のはみ出しなどの障害物をできるかぎり無くす。</li> <li>◆ 歩行者や車いす等の安全を確保するため、整備にあたっては、自転車、歩行者の分離にできるかぎり配慮する。</li> </ul>
信 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 音響式信号機や青延長ボタンなどの設置については、地域住民の生活環境（騒音問題など）も考慮し、できるかぎり地域住民との対話等を図りながら慎重に検討する。</li> </ul>

施設	整備内容
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共の路外駐車場には車いす用の駐車施設を設ける（県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」との連携を促進する）。</li> <li>◆場内は、平坦で滑りにくい舗装とする。</li> <li>◆来訪者がわかりやすく、利用しやすい駐車場の配置に努める。</li> </ul>
都市公園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆車いす利用者が園内を快適に移動、出入りできる構造とする。</li> <li>◆水飲み場等の施設は、車いす利用に対応した構造とする。</li> <li>◆トイレには手すりを設置する。</li> </ul>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共、民間ともに建築物のバリアフリー化を進める（県の「ひとにやさしいまちづくり条例」との連携を促進する）。</li> <li>◆トイレは洋式を原則とする。</li> </ul>
バ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆低床バス、車いす対応車両の導入に努める。</li> <li>◆バス停の標識や時刻表について、わかりやすくなるよう改善に努める。</li> <li>◆バス停の待合スペースについて、できるかぎり改善に努める（ベンチの設置等）。</li> </ul>
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆蔵タクの利便性改善や利用方法のPR促進に努める。</li> <li>◆福祉車両の充実に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆観光施設や休憩施設の案内の充実に努める。</li> <li>◆観光コース等における休憩施設の充実に努める。</li> </ul>

### 3. 特定事業の設定

重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、各施設や車輛等に係る特定事業を次のとおり定めます。また、基本構想の策定後、各特定事業の実施者は速やかに「特定事業計画」を作成します。

#### (1) 特定事業の実施目標時期

特定事業の実施目標時期については、第4章で設定した計画期間のとおりに、前期（5年以内）と後期（6～10年以内）に分けて設定します。なお、事業の実施とは、各事業者が特定事業計画を策定したのち、事業に関する手続きや工事などに着手した時点をいいます（事業の完了時期ではありません）。

#### (2) 特定事業の設定

##### ①公共交通特定事業

##### 【鉄道駅】

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標時期	
			前期	後期
JR 栃木駅	点字ブロックの改良（内方線の設置等）	JR	●	
	ベンチの設置（改札内）	JR	●	
東武 栃木駅	点字ブロックの改良（内方線の設置等）	東武鉄道	●	
	一般トイレの改良（洋式化）	東武鉄道		▲
東武 新栃木駅	エレベーターの設置	東武鉄道	●	
	一般トイレの改良 （洋式化、出入口段差の解消等）	東武鉄道	●	
	多機能トイレの設置	東武鉄道	●	
	点字ブロックの改良（内方線の設置等）	東武鉄道		▲
	通路の手すり、スロープ等の改良	東武鉄道	●	

注) 「視覚障害者誘導用ブロック」は便宜上「点字ブロック」と称します。

▲ … 10年以内の実施は難しいが、できるかぎり早期の事業化に努める。

<参 考>



内方線設置例

(視覚障がい者などの転落防止策として、ホーム縁端の警告ブロックの内側に沿って一文字状の点字ブロックを設置し、ホーム内側が識別できるようにしたもの)



東武栃木駅改札内コンコースのベンチ設置例

【バス・タクシー】

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
			前期	後期
路線バス	低床バス、車いす対応車両の導入推進	バス事業者	●	
ふれあいバス	低床バス、車いす対応車両の導入推進	バス事業者	●	
	バス停標識、時刻表の改良 (文字が大きく分かりやすいもの)	市	●	
	バス停待合環境の改善 (ベンチの設置等)	市	●	
蔵タク	利用促進に向けたPRの強化	市	●	
一般タクシー	福祉タクシー車両の導入推進	タクシー事業者	●	

<参 考>



会津若松市のまちなか周遊バス

『ハイカラさん』

- 乗車定員 22名/2台
- 車椅子2脚乗車可能



バス停へのベンチ設置例

## ②道路特定事業

### 【自由通路・駅前広場】

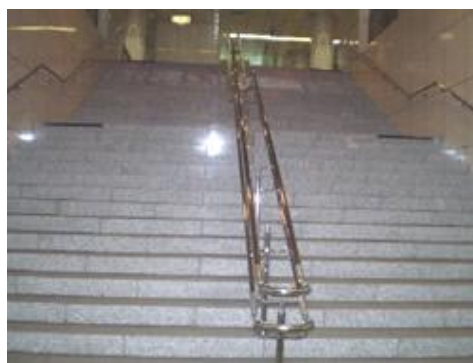
番号	施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
				前期	後期
2	新栃木駅東西自由通路	エレベーター案内板の改良 (大きく分かりやすいもの)	市	●	
		通路、階段の中央部への手すり設置	市		●
3	栃木駅北口駅前広場	点字ブロックの改良	市	●	
4	栃木駅南口駅前広場	点字ブロックの改良	市	●	
		バス停の路面表示 (一般車の駐停車防止対策)	市	●	
5	新栃木駅西口駅前広場	バス停の路面表示 (一般車の駐停車防止対策)	市	●	
		歩道部の段差の改良	市		●
6	新栃木駅東口駅前広場	上屋(シェルター)の設置	市		●
		歩道部の段差、スロープの改良	市		●
		点字ブロックの改良	市		●

注) 番号は、57頁の経路番号を示しています。

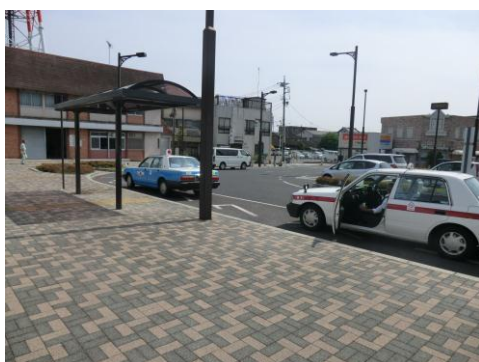
### <参 考>



エレベーター案内サインの例



階段中央部の手すり設置例



新栃木駅西口の上屋(タクシーのりばのみ)



歩道の段差改善例

【県道・市道】

番号	経路	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
				前期	後期
7	市道 104 号線	適切な維持管理の実施	市	●	
8	市道 103 号線	道路の拡幅、歩道の整備	市		●
9	市道 O152 号線	道路の拡幅、歩道の整備	市	●	
10	市道 105 号線	適切な維持管理の実施	市	●	
11	県道 栃木停車場線	適切な維持管理の実施	県	●	
12 13	(主) 栃木藤岡線	適切な維持管理の実施	県	●	
14	市道 A1 号線	道路の拡幅、歩道の整備	市	●	
15	県道 新栃木停車場線	適切な維持管理の実施	県	●	
16	(主) 栃木粕尾線	適切な維持管理の実施	県	●	
17	(主) 宇都宮亀和田栃木線	適切な維持管理の実施	県	●	

注) 番号は、57頁の経路番号を示しています。

※ 点字ブロックの改善や歩道の段差解消などで局部的なものは、適切な維持管理を行う中で、バリアフリー化に努めるものとします。



<参 考>



側溝への改善による歩行スペースの確保例（旭町地内）



歩道へのベンチ設置例  
（通行の支障とならないよう配慮している。）

点字ブロックと舗装材のコントラストの例（国土交通省資料より）  
注）点字ブロックを黄色以外とした場合



良い例



悪い例

車いすに配慮した点字ブロックの設置例  
（視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のための適正な設置のためのガイドブック／国際交通安全学会より）



★スロープには点字ブロックを設置しない（視覚障がい者は階段へ誘導）



★障がい者用駐停車場には点字ブロックを設置しない  
（視覚障がい者が一人でこれらの施設を利用することはない）

### ③交通安全特定事業

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
			前期	後期
生活関連経路上の信号機	音響装置の設置	公安委員会	●	
生活関連経路全般	センターライン、路側線等の表示 の明確化	道路管理者	●	
各駅前広場	違法駐輪の取締り	市	●	

#### <参 考>



音響式信号機の例

### ④路外駐車場特定事業

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
			前期	後期
蔵の街第1 駐車場	障がい者用駐車スペースの設置	市	●	

#### <参 考>



障がい者用駐車スペースの例

### ⑤都市公園特定事業

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
			前期	後期
蔵の街広場 第二公園 瀬戸河原公園 うずま公園 えきまえ公園 栃木駅南公園	園路、出入口の改良（段差の解消等） トイレの改良（小便器への手すりの設置等） 水飲場の改良（車いす対応型へ） 地域住民との協力による適切な維持管理の実施	市	●	

※その他の広場等についても、施設のバリアフリー化に努めるものとします。

#### <参 考>



車いすに対応した水飲場の例



小便器への手すり設置例

### ⑥建築物特定事業

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
			前期	後期
新市庁舎	施設全体のバリアフリー化	市	●	
栃木地区メディカル センター第1病院（仮称）	施設全体のバリアフリー化	事業者	●	

### ⑦移動円滑化のためのその他の事業（重点整備地区外の事業も含む）

施設	事業内容	事業主体 (略称)	実施目標 時期	
			前期	後期
案内板	デザイン、文字の改良 (分かりやすく見やすいもの、 外国語の表記等) サイン計画の作成	市	●	